第二編

平成29年10月22日執行の衆議院議員 総選挙に関する調

一 総 括

1 選挙長及び同職務代理者並びに選挙分会長及び同職務代理者に関する調

小選挙区

第1区選挙長	日田市淡窓1丁目4番48号	_	木	俊	廣
職務代理者	大分市大字上判田 5500 番地の 102	柳	井	孝	則
第2区選挙長	大分市明野西1丁目26番4	大酒	津留		源
職務代理者	大分市大字曲 844 番地の 13	関		隆	晴
第3区選挙長	大分市大字千歳 500 番地の 9	矢	野	利	幸
職務代理者	大分市大字駄原 2881 番地の 103	白	井	将	明

比例代表

選挙分会長 別府市京町5番13号 秦 喜美惠 職務代理者 大分市下郡南5丁目10番26 高 木 政 幸

2 事務日程表

				•	
月	日	曜日	期日前 日 数	県選挙管理委員会	市町村選挙管理委員会
9	28	木	24	衆議院解散 ○選挙公報等打合せ(小・比・国) (大分合同新聞社) ○政見放送打合会 ○選挙管理委員会 ○選挙時登録に係る被登録資格の基準日等の告示(法22②、令14②)(小) ○選挙運動用ポスターを掲示することができる日の告示(法 144 の 2 ⑤)	○ポスター掲示場設置総数の減少協議期限 (法144の2②、執規34の12)(小) ○投票所開閉時刻の線上げ、繰下げ届出期限 (法 40①、取規 21)(小・比・国) ○選挙時登録に係る被登録資格決定の基準日等の告示 の写しの掲示(取規64)
	29	金	23	(法144 07 2 ③)	
	30	土	22		
	1	日	21		○ポスター掲示場設置場所の報告
	2	月	20	○政党及び立候補予定者説明会 (13:30 ~正庁ホール)	
	3	火	19	○報道関係者との速報打合会(1回目) (10:30~市町村会館62会議室)○市町村職員選挙事務打合会 (13:30~市町村会館61会議室)	○左記会議に出席
	4	水	18	○不在者投票事務説明会 (13:30~土地改良会館 5 階大会議室)	
	5	木	17	○投票用紙印刷(小・比・国)○事前審査(選管室)○選挙公報原稿事前審査(選管室)	○投票用紙・諸用紙受領(大分市 時刻未定) - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	6	金	16	○投票用紙・諸用紙及び物資の配送 ○事前審査(選管室) ○選挙公報原稿事前審査(選管室) ○オンライン公示日リハーサル①(予定) ○報道関係者との速報打合会(2回目)(13:30~市町 村会館61会議室)	○投票用紙・諸用紙受領(大分市以外) ○諸用紙受領確認(配送業者直送分含む)(10/8 まで)
	7	土	15		
	8	H	14	○オンライン公示日リハーサル② (予定) ○選挙人名簿登録者数の報告受及び集計	○選挙人名簿登録基準日(法 22 ③)
	9	月	13	○立候補届出受付会場設営・リハーサル(正庁ホール) ○ポスター掲示場設置完了報告受(小)	 ○選挙人名簿登録日(法22③) ○選挙人名簿登録者数をFAXで県委員会に報告(13:00まで) ○選挙人名簿登録者数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数の告示(自治法74~76、80、81、86、地教行法8) ○ボスター掲示場設置完了(午前中)をFAXで県委員会に報告(13:00まで)(執規34の5③) ○ボスター掲示場設置場所の告示(法144の2④、執規34の5③)
10	10	火	12	(告示及び通知等) ○選挙期日の公示(法31④) ○繰上投票の告示(法56) ○投票用紙の様式等の告示(法45②)(小・比) ○不在者投票用封筒等に押すべき印の告示(小・比・国) ○投票用紙等に押すべき印の押印の方法の告示(小・比・国) ○選挙長(選挙分会長)及び同職務代理者の住所氏名の告示(法75③、令80、81)(小・比) ○選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所の告示(上) ○関票の事務を選挙会の事務に併せて行わない旨の告示(法79①②)(小) ○選挙会(選挙分会)の場所及び日時の告示(法78)(小・比) ○名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示並びに候補者あて通知(法175③、掲規4)(比) ○選挙運動に関する支出金額の制限額の告示及び候補者あて通知(法196)(小) ○選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等の告示及び候補者あて通知(法197の2①②)(小) ○選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式の告示(法144②、執規32)(小) ○選挙運動用ビラに貼る証紙の様式の告示(法144③、執規31の2)(小) ○選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示並びに候補者あて通知(法169⑤、執規43)(小・比) ○政見放送を行うことができる一般放送事業者及び放送回数の告示(政放規13)	(告: 147) 2 (表: 大級: 5 (表) (法) (法) (法) (法) (表: 147) (表: 1

月	日	曜日	期日前日 数	県選挙管理委員会	市町村選挙管理委員会
10	10	10	火火	○政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時の告示並びに候補者あて通知(法150①、政放規14)(小)選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び3分の1の数の告示(自治法74~76、80、81、86、地教行法8) ○名簿届出政党等の名称等を選挙分会長及び市町村選管あて通知(今92⑥)(此) ○為簿面知政党等の名称等を選挙分会長及び市町村選管あて通知(今92⑥)(此) ○類は18:00~選管室)及び市町村委員会あて掲示の送付(比) 明日前投票所・不在者投票記載所に掲示する氏名等掲示の送付(比) 明日前投票所・不在者投票記載所に掲示する氏名等掲示の送付(比) 「数値補届出、辞退、死亡等の告示及び通知等) ○立候補届出、辞退、死亡等の告示及び県委員会へ報告(法86の4⑪)(小) ○候補者の氏名等を市町村選管並びに候補者の住所地の市町村長及び選管並びに本籍地の市町村長あて通知(今92、取規56)(小) ○機補者が辞退、死亡等した場合の市町村選管あて通知(今92・取規56)(小・比) 【選挙兵会人(選挙分会立会人)として届出のあった者が10人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時の告示(法76、62⑥)(小・比) ②直候補届出辞退期限(選挙長)(法86⑪②)(小) ③選挙立会人(選挙分会立会人)の届出受理開始(選挙長後)(法86⑪②)(小) ○遺経補居出辞退期限(選挙長)(法86⑪②)(小・比) ○遺経事務所の設置、異動届出受理開始(法130②)(小・比) 出納責任者の選任、異動及び同職務代行者の届出受理開始(法180③④、182、183)(小) ○公营物管の交付、政技順序を定めるくじの実施(17:30~選管室) ○選挙公報掲載文申請期限(法168①、執規38)(小) ○遺との日時及び放送順序を定めるくじの実施(17:30~選管室) ○選挙公報掲載文申請期限(法168①、執規38)(小) ○遺産学公報掲載文申請期限(法168①、執規38)(小) ○遺産学公報掲載文申請期限(法168①、執規38)(小) ○遺産学公報掲載文申請期限(法168①、執規38)(小) ○遺産を受けることができる事務員等の届出受理開始(法197の2⑤、令129⑧)(小) 「最高裁国民審査) ○審査対会長及び同職務代理者の住所、氏名の告示(審査会16) 審査分会の場所及び日時の告示(審査法27①、34) 審査分会立会人3人選任(審査法27①、34) 審査分会立会人3人選任(審査法27①、34) 審査分会立会人3人選任(審査法27①)。規判官の氏名等を審査分会長及び市町村選管あて通知策確含含(②)、報判官の氏名等を審査分会及及び市町村選管あて通知	○選挙人名簿に登録した者の異議申出日(法24①) ○在外選挙人名簿に登録した者の異議申出日(法30の 8 ①) ○名簿居出政党等の名称等の通知を受けた場合の投票管理者あて通知(令92③⑦)(比) ○候補者が死亡した場合の選挙長あて通知(市町村長)(令92③⑦)(小・比) ○機補者が被選挙権を喪失した旨の通知を受けた場合の選挙長あて通知(法11③、29①、令92④⑦)(小・比) ○個人演説会等の開催申出の旨を施設管理者あて通知開始(令115) ○個人演説会等の開催の可否の旨を市町村選管及び候補者あて通知(施設管理者)(令117①) ○個人演説会等の施設の設備(施設管理者)(令118) ○個人演説会等の施設の設備(施設管理者)(令121) ○施設使用料の公表(施設管理者)(令121) ○無設使用料の公表(施設管理者)(令121) ○無設使用料の公表(施設管理者)(令121) ○無設使用料の公表(施設管理者)(令121) ○原書が表している。 ○の書が表している。 ○の書がまる。 ○の書が表している。 ○の書が表している。 ○の書がましている。 ○の書がましている。 ○の書がまりまする。 ○の書がまる。 ○の書がまりまする。 ○の書がまりま
	11	水	11	○選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじの実施(小選挙区 10:00 ~、代表 10:30 ~選管室) ○投票記載所氏名等掲示(当日用)の審査開始(小)	○期日前投票開始(法48の2①、審査法16の2)(小・比・国) ○不在者投票開始(令50~60、審査令13)(小・比・国) ○在外投票開始(令65の3~65の17)(小・比) ○投票記載所氏名等掲示(当日用)の審査受開始(小) ○期日前投票所、不在者投票記載場所に氏名等を掲示(法 175、審査令19)(小・比・国)
	12	木	10		○左記受領 ○公営施設使用の個人演説会等開始 (法163)
	13	金	9	○選挙公報、審査公報原稿受領(総務省)(比・国) ○選挙公報、審査公報印刷(合同新聞社)(小1区·比・国) ○市町村職員速報事務打合会(10:00~本館12会議室)	○左記
	14	土	8	○選挙公報印刷(合同新聞社)(小2・3区・比)○選挙公報(小・比)及び審査公報配送開始(小2・3区市町村)	○選挙公報(小・比)及び審査公報を受領、各世帯へ配 布開始(1区)
	15	日	7		○選挙公報 (小・比) 及び審査公報を受領、各世帯へ配 布開始 (2・3区)
	16	月	6		
	17	火	5	○投開票速報リハーサル①	
	18	水	4	○選挙公報 (小・比) 及び審査公報各市町村へ配布期限 (執 規49)	○郵便による不在者投票用紙、在外投票用紙等の交付請求期限(令59の4①、65の11①)

月	日	曜日	期日前	県選挙管理委員会	市町村選挙管理委員会
-			日数	○補充立候補届出期限(法86®)(小)	○
	19	木	3	○選挙立会人(選挙分会立会人)届出期限(法 76、62)(小・比) ○投開票速報リハーサル②	・・・国) ○投票立会人の氏名等を投票管理者あて通知(令 27) ○開票立会人届出期限(法62①)(小・比)
	20	金	2	○選挙公報 (小・比)、審査公報の各世帯配布完了の報告受 ○選挙立会人(選挙分会立会人)として届出のあった者が10人を超えたとき等のくじの実施(10:00~選管委員会室) (法76、62②④)(小・比) ○選挙立会人(選挙分会立会人)が3人に満たないとき等の補充選任及び本人あて通知(法76、62⑧)(小・比) ○政見放送実施期限(政放規12②) ○投・開票速報準備(正庁ホール) ○速報事務従事者打合会(正庁ホール)	○選挙公報(小・比)、審査公報の各世帯配布期限(法 170①、審査令31) ○選挙公報の配布を完了した旨確認のうえ、県委員会へ報告(15:00まで) ○開票立会人として届出のあった者が10人を超えたとき等のくじの実施(法62②④)(小・比) ○開票立会人が3人に満たないとき等の補充選任及び本人あて通知(法62⑧)(小・比) ○開票立会人の氏名等を開票管理者あて通知(令70の2①)(小・比) ○補充立候補があった場合における投票記載所の氏名等の掲載順序を定めるくじの実施(法175③、掲規10)(小) ○投票記載所の氏名等掲示表作成完了期限
	21	土	1	○選挙運動終了(法129) ○当日有権者概数の報告受及び集計	○当日有権者概数を県委員会あて報告 (13:00 まで) ○期日前・不在者投票終了 (令50~60、審査法 16 の 2、審査令 13) (小・比・国) ○在外投票終了 (令65の 3~17) (小・比) ○投票所入場券交付期限 (今31) ○投票所設備完了 (令32、取規22②) ○在外選挙人名簿 (抄本)を指定在外投票区の投票管理者あて送付 (令65の20) ○投票記載所の氏名掲示表 1 部を県委員会あて提出期限 (小) ○投票所から300m以内にある選挙事務所を調査及び県委員会あて報告 (14:00 まで) (小・比) 【投票日前日に当たっての確認事項】 ○投票所の設備、投票管理者及び事務従事者の職務等を周知したか ○投票用紙、諸物品等は枚数確認のうえ交付したか ○投票の順序、投票用紙の区分について周知したか ○選挙人名簿 (在外選挙人名簿) (抄本) の整理は十分か
	22	В	0	○投票日 ○開票日 ○投票所から300m以内の選挙事務所閉鎖命令(投票開始まで)(法134①)(小・比) ○投票、開票状況の速報受	○投票所から300m以内の選挙事務所閉鎖命令(投票開始まで)(法134①)(小・比) ○選挙人名簿(抄本)を投票所を開く時刻までに投票管理者あて送付(令28) ○投票立会人が2人に満たないとき等の補充選任及び本人あて通知(投票管理者)(法38②) ○投票・開票状況(中間、確定)速報(取規22②、49②) ○投票録の作成(法54)(小・比・国) ○開票録の作成(法70)(小・比・国) (投票管理者に対する確認事項) (投票開始前電話確認) ※①投票順序どおり投票用紙を用意し、交付ミスの無いよう注意しているか ※②投票記載所の氏名掲示表等は、間違いなく掲示されているか(小・比・国) ※③不在者投票の投函漏れが無いよう注意しているか
	23	月	-1	○市町村の投票録・開票録の点検(選管室)	○開票結果報告、投票録、開票録の提出 (法66③、令74、取規50)
	24	火	-2	○市町村の投票録・開票録の点検(選管室)	○開票結果報告、投票録、開票録の提出 (法66③、令74、取規50)
	25	水	-3	 選挙会 第1区10:00~第2区10:30~第3区11:00~(選管室)(法80①) ○当選人の住所、氏名、得票数等を県委員会に報告(選挙長)(法101の3①)(小) ○審査分会(11:30~選管室)(審査法27) ○選挙管理委員会(12:00~選管室) ○当選証書の付与(13:00~第4委員会室)(法105①)(小) ○選挙分会(14:00~選管室) ○当選人及び候補者届出政党等に当選の旨等を告知並びに当選人及び候補者届出政党等に当選の旨等を告知並びに当選人の住所及び氏名等の告示(法101の3②)(小) ○選挙人名簿登録者数の報告受及び集計(定時登録) 	
10	26	木	-4	○総務省検収○当選証書の付与報告(小)(法108①)○選挙分会の結果を選挙長に報告(法81①)(比)○審査分会の結果を審査長に報告(審査法29)	

月	B	曜日	期日前日 数	県選挙管理委員会 市町村選挙管理委員会
	6	月	-15	○選挙運動費用収支報告書提出期限(法189 ①)
11	21	火	-30	○選挙の効力に関する訴訟提起期限(法204)
	24	金	-33	○当選の効力に関する訴訟提起期限(法208)

〔(小) 小選挙区(比) 比例代表(国) 国民審査〕

本表中の用語の意義

- 〔 法 〕公職選挙法
- 〔 令 〕公職選挙法施行令
- 〔審 査 法〕最高裁判所裁判官国民審査法
- 〔審 查 令〕最高裁判所裁判官国民審査法施行令
- 〔取 規〕公職選挙事務取扱規程(昭和30年大分県選挙管理委員会告示第3号)
- 〔執 規〕衆議院議員、参議院(選挙区選出)議員、大分県知事及び大分県議会議員選挙執行規程 (昭和30年大分県選挙管理委員会告示第4号)
- 〔掲 規〕選挙運動等における掲示等に関する規程(昭和30年大分県選挙管理委員会告示第5号)
- 〔政 放 規〕政見放送及び経歴放送実施規程(昭和44年自治省告示第139号)
- 〔自 治 法〕地方自治法
- 〔地教行法〕地方教育行政の組織及び運営に関する法律

3 選挙人名簿登録者数に関する調

区分			おける (A)	平成29 ² 名簿登	年9月1日に 録者数	おける (B)	增派	或 (A) - (]	3)
市町村	男	女	計	男	女	計	男	女	計
市計	437,555	497,519	935,074	437,494	497,637	935,131	61	-118	-57
町 村 計	22,609	25,170	47,779	22,572	25,160	47,732	37	10	47
県 計	460,164	522,689	982,853	460,066	522,797	982,863	98	-108	-10
(第1区)									
大分市(注)	182,071	201,912	383,983	181,923	201,805	383,728	148	107	255
第1区計	182,071	201,912	383,983	181,923	201,805	383,728	148	107	255
(第2区)									
大分市(注)	5,744	6,500	12,244	5,767	6,507	12,274	-23	-7	-30
日 田 市	26,315	30,077	56,392	26,322	30,093	56,415	-7	-16	-23
佐 伯 市	28,902	34,325	63,227	28,902	34,368	63,270	0	-43	-43
臼 杵 市	15,848	18,173	34,021	15,841	18,204	34,045	7	-31	-24
津久見市	7,426	8,702	16,128	7,445	8,716	16,161	-19	-14	-33
竹 田 市	9,216	10,620	19,836	9,230	10,646	19,876	-14	-26	-40
豊後大野市	14,783	17,516	32,299	14,773	17,532	32,305	10	-16	-6
由 布 市	13,908	15,466	29,374	13,903	15,487	29,390	5	-21	-16
市 計	122,142	141,379	263,521	122,183	141,553	263,736	-41	-174	-215
九 重 町	3,988	4,493	8,481	3,994	4,495	8,489	-6	-2	-8
玖 珠 町	6,494	7,142	13,636	6,467	7,145	13,612	27	-3	24
玖 珠 郡	10,482	11,635	22,117	10,461	11,640	22,101	21	-5	16
第2区計	132,624	153,014	285,638	132,644	153,193	285,837	-20	-179	-199
(第3区)									
別 府 市	44,458	54,529	98,987	44,441	54,519	98,960	17	10	27
中 津 市	32,859	36,728	69,587	32,899	36,741	69,640	-40	-13	-53
豊後高田市	9,178	10,365	19,543	9,175	10,379	19,554	3	-14	-11
杵 築 市	12,300	13,456	25,756	12,293	13,458	25,751	7	-2	5
宇 佐 市	22,544	25,821	48,365	22,554	25,840	48,394	-10	-19	-29
国 東 市	12,003	13,329	25,332	12,026	13,342	25,368	-23	-13	-36
市計	133,342	154,228	287,570	133,388	154,279	287,667	-46	-51	-97
姫 島 村	886	1,020	1,906	884	1,023	1,907	2	-3	-1
東国東郡	886	1,020	1,906	884	1,023	1,907	2	-3	-1
日 出 町	11,241	12,515	23,756	11,227	12,497	23,724	14	18	32
速見郡	11,241	12,515	23,756	11,227	12,497	23,724	14	18	32
第3区計	145,469	167,763	313,232	145,499	167,799	313,298	-30	-36	-66

4 在外選挙人名簿登録者数に関する調

区分		平成29年10月 9 日における 在外選挙人名簿登録者数(A)			年 9 月 1 日 に 送人名簿登録者		増減 (A) - (B)		
市町村	男	女	計	男	女	計	男	女	計
市計	160	287	447	160	282	442	0	5	5
町 村 計	18	16	34	19	16	35	-1	0	-1
県 計	178	303	481	179	298	477	-1	5	4
(第1区)									
大分市(注)	36	93	129	36	92	128	0	1	1
第1区計	36	93	129	36	92	128	0	1	1
(第2区)									
大分市(注)	3	6	9	3	6	9	0	0	0
日 田 市	21	24	45	20	24	44	1	0	1
佐 伯 市	8	12	20	8	11	19	0	1	1
臼 杵 市	8	13	21	8	13	21	0	0	0
津久見市	4	7	11	4	7	11	0	0	0
竹 田 市	5	10	15	5	10	15	0	0	0
豊後大野市	5	11	16	5	11	16	0	0	0
由 布 市	2	5	7	2	5	7	0	0	0
市計	56	88	144	55	87	142	1	1	2
九 重 町	3	3	6	3	3	6	0	0	0
玖 珠 町	7	5	12	8	5	13	-1	0	-1
玖 珠 郡	10	8	18	11	8	19	-1	0	-1
第2区計	66	96	162	66	95	161	0	1	1
(第3区)									
別 府 市	14	37	51	14	36	50	0	1	1
中 津 市	18	23	41	18	22	40	0	1	1
豊後高田市	5	6	11	5	6	11	0	0	0
杵 築 市	8	12	20	8	11	19	0	1	1
宇 佐 市	18	17	35	19	17	36	-1	0	-1
国 東 市	5	11	16	5	11	16	0	0	0
市計	68	106	174	69	103	172	-1	3	2
姫 島 村	0	1	1	0	1	1	0	0	0
東国東郡	0	1	1	0	1	1	0	0	0
日 出 町	8	7	15	8	7	15	0	0	0
速見郡	8	7	15	8	7	15	0	0	0
第3区計	76	114	190	77	111	188	-1	3	2